

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和6年7月10日（水）午前9時30分～午前10時10分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2 番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3 番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
4 番	鳥越 一志	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
5 番	藤原 国夫	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
6 番	松田 智仁	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
7 番	谷許 安治	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
8 番	坪井 幹子	出			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第18号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第19号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第20号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について
- (4) 議案第21号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
- (5) 議案第22号 農用地利用集積計画書（No. 191）（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）

議 長	それでは、ただ今から令和6年度第4回農業委員会総会を開催します。
議 長	本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。 本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、7番 谷許委員と、8番 坪井委員を指名します。 議事に入る前に、報告事項があります。 5月31日の総会議案第16号「農地法第18条第1項の規定による許可申請について」の事案番号2番について、「岡山県農業会議に諮問すること及び岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合には許可処分を行う」ことを議決していました。 6月28日に岡山県農業会議へ諮問した結果、同日付けで「許可を適当」とする旨の答申があり、議案第16号の事案番号2番については、同日付けで許可処分を行いましたので、報告します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第18号から議案第22号の5議案です。
議 長	議案第18号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、8件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 以上8件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号18番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
4 番 委 員	譲渡人と譲受人の双方が合意しており、問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号18番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号18番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 <u>19</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番委員	譲渡人と譲受人の双方が合意しており、問題ありません。譲受人は適切に管理できると思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>19</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>19</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>20</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	譲渡人が農業を廃止するということでの申請です。申請地はこれまで、譲受人の父親が管理しており、譲受人は管理できると思います。問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>20</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>20</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>21</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	申請地は農地パトロールで黄判定の農地です。譲受人がここを買い取って管理すれば、耕作放棄地が減ります。問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>21</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>21</u> 番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 <u>2 2</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	町空き家バンクに登録のあった農地で、農地パトロールで黄判定の農地です。譲受人は適正に管理できると思います。耕作放棄地も減りますし、問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>2 2</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>2 2</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>2 3</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	現地を確認しました。譲受人と譲渡人の双方が地元の方々と、譲受人は適切に管理できると思います。特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>2 3</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>2 3</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>2 4</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	現地を確認しました。譲受人は農業初心者ですが、適切に管理されると思います。問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>2 4</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>2 4</u> 番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 <u>25</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	現地を確認しました。譲受人は適切に管理されると思います。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>25</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>25</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>19</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>9</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号10番、11番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。事案番号12番から18番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>10</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、近隣への影響もないと思われますので、問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>10</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>10</u> 番につきましては、矢掛町所有公共用財産の用途廃止申請書について許可の通知がされる場合、許可処分を行うことを議

	決します。
議 長	事案番号 <u>1 1</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、周辺農地への影響もないと思われますので、問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1 1</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>1 1</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>1 2</u> 番から <u>1 6</u> 番につきましては、関連するため、一括審議します。 地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	町のかわまちづくり計画事業の一環で、露天駐車場、防災公園等へ転用されます。 特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1 2</u> 番から <u>1 6</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>1 2</u> 番から <u>1 6</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>1 7</u> 番、 <u>1 8</u> 番につきましては、関連するため、一括審議します。 地元農業委員の意見をお願いします。
6 番委員	現地を確認しました。譲受人は外国人で、転用目的は重機等車両置場です。被害防除計画書のとおり、周辺農地への影響もなく、特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1 7</u> 番、 <u>1 8</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>17</u> 番、 <u>18</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>20</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号3番は、申請農地から300m以内に鉄道の駅が存在するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>3</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番 委 員	現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>21</u> 号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	議案第21号は利用権設定の解約を行うものです。耕作者が死亡し、その相続人がいないため、耕作者と土地所有者の双方による合意解約ができず、農地法第18条第1項の規定による許可申請が土地所有者からありました。 (議案朗読説明)

議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。
3 番 委 員	現地を確認しました。耕作者が死亡したことによる解約です。先月、先々月の事案同様、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>2 2</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (N o . 1 9 1) (案) の決定に対する意見について、岸野委員，藤原委員，私の自己に関する案件が含まれており，「農業委員会等に関する法律」第 3 1 条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第 1 0 条の議事参与の制限に該当しますので，この議案の審議が終了するまで，私たちは退席します。議事の進行は地方自治法第 1 0 7 条の規定により，最年長農業委員である谷許委員へをお願いします。 (午前 1 0 時 1 分 各委員 退席)
7 番 委 員	高月会長に代わり，議事を進行します。 事務局から説明します。
事 務 局	議案第 2 2 号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。 (計画の内容について説明)
7 番 委 員	議案第 2 2 号につきまして，意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
7 番 委 員	異議がありませんので、議案第 2 2 号について、「異議なし」と決定します。

	(午前10時7分 各委員 復席)
議長	次に 4.各種報告 について確認します。
議長	(1) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
川面地区 推進委員	事案番号1番、2番について、確認しました。問題はありません。
議長	(2) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
山田地区 推進委員	事案番号1番から3番について、確認しました。問題はありません。
中川地区 推進委員	事案番号4番について、確認しました。問題はありません。
議長	(3) 許可取下について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
5番委員	事案番号1番について、確認しました。問題はありません。
議長	(4) 農地転用の工事完了報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
4番委員	矢掛地区について、確認しました。賃貸住宅が完成しています。
2番委員	三谷地区について、確認しました。問題はありません。
議長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもって、本日の農業委員会総会を終了します。